

山形大学紀要(人文科学)投稿規程

1. 名称及び発行

「山形大学紀要(人文科学)」〔Bulletin of Yamagata University(Humanities)〕と称し、毎年1回、2月に山形大学学術機関リポジトリを通じて電子版で発行する。4号分をもって1巻とし、1巻ごとに冊子体で保存版を発行する。

2. 投稿資格

山形大学紀要(人文科学)へ投稿できる者は、原則として、本学教職員に限る。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本学に相当年数勤務し、退職した元専任教員
- (2) 本学に相当年数勤務している非常勤講師
- (3) 本学の客員研究員
- (4) 本学教職員が相当の役割を担っている場合の共同研究において、共同執筆をしている本学教職員以外の者
- (5) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文科学に関する未発表のものとし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 原著論文
- (2) その他、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量及び様式

- (1) 原則として、和文原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚以内、ワープロソフトを利用する場合は、それに相当する字数(文字サイズは9ポイント縦書きは縦2段30字詰20行、横書きは横1段41字詰33行)とする。欧文原稿の場合もこれに準ずる。
- (2) 欧文、和文いずれの場合も、欧文の要旨を付けることとし、原則として1枚とする。
- (3) 図版や図表については、その大きさを最大で1ページ以内とし、枚数は最小限にとどめる。
- (4) 原稿一編の刷り上がりページ数は、本文、図版、図表等を含めて、原則として、和文原稿の場合は35ページ以内、欧文原稿の場合は38ページ以内とする。
- (5) 前項の制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て、受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。

5. 使用言語及び版組

和文又は欧文とする。刷り上がりの大きさはB5判とし、横組の場合は横1段、縦組の場合は2段組とする。

6. 原稿の締切り

原稿の締切りは毎年10月1日17時とし、1日が土・日曜・祝祭日等の休日のとき

は、休み明けの最初の日の 17 時とする。

7. 原稿の提出

- (1) 完成した原稿は 1 部のコピーを作り、計 2 部を研究情報部(中央図書館)へ提出する。
このとき、受付日・時間を明記した受領書を受取る。
- (2) 原稿はなるべくワープロソフトを利用の上、作成するものとし、電子媒体を添えて提出することが望ましい。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原著論文については査読者に審査を依頼する。原著論文以外のものについては編集委員会が必要と認めた場合は同様に審査を依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定し、これを中央図書館長に報告する。

9. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正のため、校正刷りを執筆者の手元に置くことができる日数は最高で 2 日までとする。
- (3) 校正は誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更(削除、挿入等)は原則として認めない。
- (4) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) カラー印刷など特殊な印刷を要する場合、その印刷経費は原則として執筆者負担とする。
- (3) 別刷り 70 部は原則として無料とする。
- (4) 出版に要する経費に不足を生じた場合は、執筆者負担とする。

11. 出版権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学に対し、当該論文に関する出版権を設定する。

また、論文等は、全て電子化し、山形大学学術機関リポジトリを通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。このため、論文を投稿する者は、山形大学に対し、当該論文に関する複製及び公衆送信を行うことを許諾するものとする。

附則

この投稿規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成 21 年 10 月 29 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 23 年 4 月 26 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成 24 年 7 月 5 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この投稿規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この投稿規程は、令和 5 年 6 月 19 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。